⑵手形番号　ＪＴ216585
金額　837,710円
支払期日　平成22年７月31日
⑵の約束手形の支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

平成２２年（ヘ）第２０６号
千葉県長生郡睦沢町上市場1831番地１
申立人　日本フォトケミカル株式会社
代表者代表取締役　大森　氏頼
権利を争う旨の申述の終期　平成23年２月24日
平成23年２月25日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｄ079138
金額　9,956,664円
支払期日　平成22年９月30日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行神保町支店
振出日　平成22年４月30日
振出地　東京都千代田区
振出人　株式会社メディアテクノロジージャパン　代表取締役　雨森　　章
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２２年（ヘ）第２０７号
東京都国立市富士見台４丁目39番地の５、916
申立人　株式会社イアス
代表者代表取締役　川端　克彦
権利を争う旨の申述の終期　平成23年２月24日
平成23年２月25日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＡ218637
金額　577,500円
支払期日　平成23年１月31日
支払地　東京都北区
支払場所　株式会社みずほ銀行尾久支店
振出日　平成22年９月30日
振出地　東京都荒川区
振出人　ＡＤＥＫＡ総合設備株式会社　代表取締役　笠井　正次
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２２年（ヘ）第２０８号
茨城県潮来市大賀492
申立人　箕輪プラスチックこと　箕輪　久夫
権利を争う旨の申述の終期　平成23年２月24日
平成23年２月25日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
為替手形　１通
手形番号　ＧＫ782933
金額　120,859円
支払人　奥住容器株式会社
支払期日　平成22年６月30日
支払地　東京都台東区
支払場所　株式会社三井住友銀行浅草支店
振出日　平成22年２月10日
振出地　白地
振出人　白地
引受人　奥住容器株式会社　代表取締役　奥住　隆一
受取人　箕輪プラスチック
最終所持人　申立人

平成２２年（ヘ）第２１２号
東京都墨田区亀沢２丁目15番９号
申立人　株式会社クー
代表者代表取締役　草野　正志
権利を争う旨の申述の終期　平成23年２月24日
平成23年２月25日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＣＫ206738
金額　483,414円
支払期日　平成23年１月20日
支払地　東京都新宿区
支払場所　株式会社三井住友銀行新宿西口支店
振出日　平成22年10月15日
振出地　東京都渋谷区
振出人　株式会社東京キャン　代表取締役　寺井　久晴
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第５号
山形県鶴岡市茅原町13番14―５号
債務者　松田　浩子
１　決定年月日時　平成23年３月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第２６号
茨城県小美玉市竹原1703番地３
債務者　木植　和子
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４２号
茨城県笠間市大田町208番地161
債務者　小室　智士
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４６号
茨城県ひたちなか市大字足崎1290番地13
債務者　高橋久美子
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５５号
茨城県那珂市福田1035番地６
債務者　後藤　正子
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５６号
茨城県那珂市福田1035番地６
債務者　後藤　雪子
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第９９号
茨城県水戸市若宮１丁目７番９棟403号　県営若宮第２アパート
債務者　沢木　泰子
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２０号
神奈川県秦野市下大槻410番地２―３―101
債務者　杉本　君枝
１　決定年月日時　平成23年３月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部